



守谷市カスタマーハラスメント防止宣言

カスタマーハラスメントは、市職員に精神的・身体的苦痛を与え、その尊厳や人格を傷つける行為です。

市職員に対するカスタマーハラスメントの防止に向け、次のとおり宣言します。

- カスタマーハラスメントには毅然と対応します。
- 市職員を守るため、組織として対応します。
- 悪質な事案には、警察への通報や法的措置の検討を行います。

※カスタマーハラスメントとは、『行政サービスの利用者等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の勤務環境が害されるもの』を指します。



令和8年9月1日

松丸 修久